

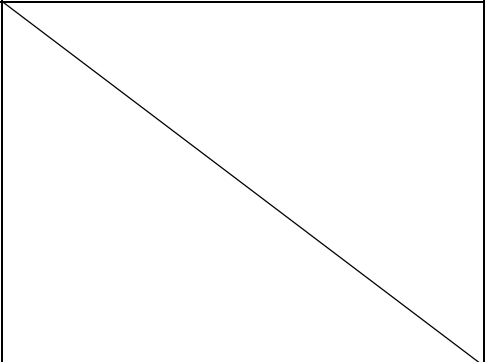
事業者マニュアル（既存住宅流通タイプ用）の主な変更点

1. 売買契約に基づく引渡し後にリフォーム工事が行われる場合について、

- ① 原則として、リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入しなければならないこととしました。（原則として、一戸建て住宅の場合はリフォーム瑕疵保険に、共同住宅の場合は大規模修繕工事瑕疵保険に加入することになります。）
- ② リフォーム工事で、既存住宅売買瑕疵保険の対象となる部分（構造部分、雨水防水部分等）の工事を行わない場合には、リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入する必要はないものとしました。
- ③ 買主自らがリフォーム工事を行う場合には、リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入する必要はないものとしました。

2. 期限までに住宅の売買契約及びリフォーム工事の請負契約の両方を行ったものであっても、予算の制約により交付決定できない場合があることとしました。

(新旧対応表)

該当箇所	ページ (7月版)	旧 (当初版の記述)	新 (7月版の記述)
2. (1) ⑥	3 ページ	<p>売買契約に基づく引渡し後にリフォーム工事が行われる場合にあつては、保険法人の販売するリフォーム瑕疵保険への加入を行うこと（ただし、⑤の既存住宅売買瑕疵保険が当該工事を保険対象としている場合リフォーム瑕疵保険に加入する必要はありません。）</p>	<p>売買契約に基づく引渡し後にリフォーム工事（<u>既存住宅売買瑕疵保険が保険対象としている部分について行われるリフォーム工事に限る。</u>）が行われる場合にあつては、保険法人の販売する保険（<u>リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険であつて、リフォーム工事が行われる部分が保険対象となっているもの</u>）への加入を行うこと（ただし、⑤の既存住宅売買瑕疵保険が当該リフォーム工事を保険対象としている場合や、買主自らがリフォーム工事を行った場合は、<u>リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険</u>に加入する必要はありません。）</p>
4. (2) ②	9 ページ		<p><u>② 原則として、2. (1) ⑦の期限までに、住宅の売買契約及びリフォーム工事の請負契約の両方を行ったもので、補助の要件を満たすものについては交付決定をする予定ですが、予算の制約により交付決定できない（補助金が交付できない）場合もあります。</u></p>
5. (1) ② (2) f)	10 ページ	<p>売買契約に基づく引渡し後にリフォーム工事が行われた場合：保険法人が発行するリフォーム瑕疵保険の保険証券の写し。ただし、既存住宅売買瑕疵保険が当該リフォーム工事を保険対象としている場合は提出を要しない。</p>	<p>売買契約に基づく引渡し後にリフォーム工事（<u>既存住宅売買瑕疵保険が保険対象としている部分について行われるリフォーム工事に限る。</u>）が行われた場合：保険法人が発行する<u>リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険</u>の保険証券の写し。ただし、既存住宅売買瑕疵保険が当該リフォーム工事を保険対象としている場合又は買主自らがリフォーム工事を行った場合は提出を要しない。</p>